

三番瀬再生計画案 (概要版)

2004年1月22日
三番瀬再生計画検討会議

ま え が き

三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)は当初から二つの目的を持っていました。一つは東京湾の最奥部にある三番瀬の貴重な自然を再生する基本計画を作ること、もう一つはこの計画作りを住民参加で実行することでした。

第一の目的である自然再生は利害関係者の意見の対立が激しく、難航しましたが、2年間にわたる真剣な議論を経て、現時点でできうる最善の再生計画を練りあげました。

陸域では、今ある護岸を撤去して海に返すべきだという声があり、その反面、海に砂を入れて潮の流れを良くするべきだという意見がありました。地権者や漁業関係者の権利の確保も重要でした。そうした議論の中で、徐々に歩み寄りが見え、浦安、市川、船橋の護岸の一部をそれぞれ改良して「海と陸との連続性」を確保することになりました。この3か所の改良は全国でも稀に見る実験であり、成功すれば今後の湿地回復や護岸工事の先駆的な事業になる、と自負しています。

海域の方は、実地調査を行いながらの議論が続き、時間との競争でしたが、陸側の議論を視野に入れながら、きれいな海を取り戻し、漁業が復活して豊かな生態系が維持されるための基本計画を提示することができました。加えて、国土交通省が東京湾全域の浄化計画を打ち出し、周辺河川についてもさまざまな改善計画を検討しており、今後10年、20年かけて三番瀬をめぐる大きな範囲での水質改善の目途が立ってきました。今回、円卓会議がまとめた三番瀬の再生計画は、こうした国の政策と並行して、着実に進展する見通しとなっています。

第二の目的は、住民参加による円卓会議の実施でした。県当局が基本案をとりまとめ、それを審議会などに諮るという従来の方法ではなく、初めから終わりまで、住民参加、住民主導で運営していくという方法ですが、これほど大掛かりな公共事業を取り仕切るのは全国でも例のない試みでした。予想通り、円卓会議は初めから荒れました。議論の基本が守られなかったり、同じ衝突が繰り返され、県民からも批判を浴びました。しかし、委員の皆様の粘り強い議論のおかげで、1年をすぎて中間報告書をまとめる時点で、「できうる限り自然を生かす」という基本方針がまとまりました。残り1年は実施計画を作るために大変な忙しさでした。これまで県当局が通常業務としてこなしてきた作業のほとんどを円卓会議が代わって行う形となり、予想以上の作業量でした。事務局は夏休み、冬休みが取れない忙しさが続き、委員も毎週のように議論に狩り出されました。全体を通じて、この種の手法に対して作業量の見通しが甘かったことが大きな反省点です。

一方、すべての議論は公開され、住民の前に明らかにされました。そのため、県内外からのご批判やご助言が数多くあり、円卓会議では気がつかないところをかなり補っていただきました。その結果、自然再生への足がかりを作るために、なんとでも「海と陸との連続性」を確保しようという機運が生まれ、3か所の候補地を見つけ出すことができました。こうした発想は、既存の行政システムからは出てこなかったと思います。

そして、この 2 年間の努力を担保するために、県の条例要綱案を作りました。円卓会議は三番瀬再生のための第一歩の計画を提示したにすぎません。今後 10 年、20 年にわたる作業が続きます。そのための指針として条例を作り、その中で円卓会議とは違う形の後継組織を設置するよう提案をし、具体的な工事の管理を次世代の県民に託す方法をとりました。

今回のような住民参加型の政策策定方法はわが国ではまだほとんど事例がありません。諸外国の取り組みも社会構造や慣習の違いなどから、そのまま日本で使うことは難しく、手探りの状況で進んできました。しかし、失敗も含めて、こうした手法への確かな手応えを得ることができました。まさに、「住民参加方式・千葉モデル」と言えるでしょう。

こうした新しい試みが三番瀬から東京湾全体に伝わり、全国に広がっていくのも時間の問題だと思います。また、欧米とは違った社会構造の中での「住民参加方式・千葉モデル」は、途上国を中心にアジア、アフリカなどに大きな影響を与えるものと確信しています。

円卓会議はこうして一応の区切りを付け、報告書をまとめたわけですが、円卓会議が積み残した仕事も数多くあります。ラムサール条約登録の問題、猫実川河口の扱いなどです。いずれも 2 年間の議論でははっきりした結論が出ませんでした。いや、性急に結論を出すよりももう少しじっくり調査し、話し合った方が、より良い解決策を見つけることができるはずだという、円卓会議の経験からの結論でした。しかし、いたずらに議論が長引くことは許されず、後継組織ができるだけ早く解決策を見出さなければなりません。

円卓会議は 2002 年 1 月から丸 2 年をかけて計 22 回開催されました。円卓会議だけでは議論がまとまりきれないため、会議の下部組織として、護岸・陸域、海域、制度小委員会があり、さらに小委員会の下に 7 つのワーキンググループが設置されました。また、これとは別に専門家会議が設置され、小委員会などからの疑問に答える研究、調査、助言を行ってきました。すべての会議の合計は実に 163 回に及びました。

長い間、大変な努力で三番瀬再生のためにお骨折りをいただきました円卓会議の委員、オブザーバー、傍聴者の方々、パブリックコメントや説明会などで貴重なご意見を下さった県民の皆様に深く感謝いたします。

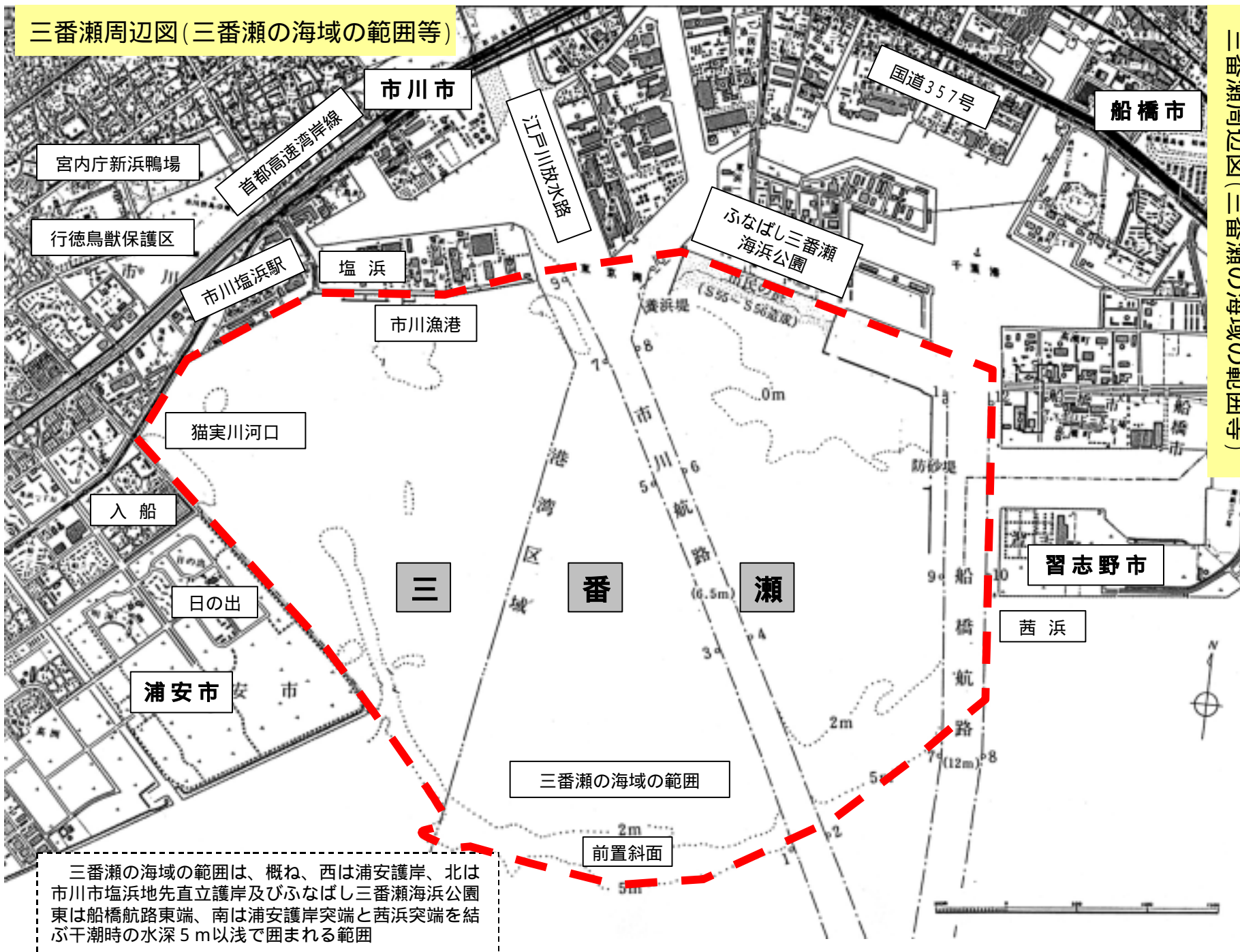
円卓会議の報告書は堂本暁子千葉県知事に提出され、それを受けて千葉県が具体策を詰め、条例案は県議会で審議していただくことになっています。この報告書が生かされる形で政策を実行していただきたいと、委員一同心より願っております。

2004年1月22日
三番瀬再生計画検討会議会長
岡島 成行

目 次

第一章 再生の基本的な考え方	1 ~ 11
1 三番瀬の歴史	
2 三番瀬の現状	
3 三番瀬の再生の概念	
第二章 再生のために必要な項目	12 ~ 31
1 干潟・浅海域	
2 生態系・鳥類	
3 漁業	
4 水・底質環境	
5 海と陸との連続性・護岸	
6 三番瀬に向き合う街づくり・景観	
7 海や浜辺の利用	
8 環境学習・教育	
9 維持・管理	
10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進 (制度的担保・ラムサール条約)	
11 広報	
第三章 課題	32
第四章 提言	33 ~ 37
・具体的施策	
1 三番瀬の自然再生のための具体的施策	
2 人と自然の共生を実現するための具体的施策	
・再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	
・おわりに	

三番瀬周辺図(三番瀬の海域の範囲等)



三番瀬周辺図(三番瀬の海域の範囲等)

三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及びふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲

第一章 再生の基本的な考え方

1 三番瀬の歴史

三番瀬付近は、今から約5 - 6千年前の縄文時代には、現在よりも約5 mほど海面が高い時期もあり、千葉県内では現在の松戸近辺まで入り江となっていて、約2 - 3千年前は今度は2 mほど海面が低かったようです。しかし、貝塚や地層から発見される底生生物から判断すると、いつの時代にも東京湾の奥には干潟が広がっていたと見られます。

河川が沖積平野を通り海と出会う海域には、主に砂泥が数十mの厚さに堆積して大規模な河口デルタが形成され、それが三番瀬の土台の地形となりました。

近世には、江戸湾の奥の波静かで魚介類が豊富な海岸には漁村が立地しましたが、江戸時代初期に、東京湾に注いでいた利根川の流路を変更する「利根川の東遷」が行われ、関東山地の水と土砂が、銚子方面へと流れていくことになりました。

その後、大正時代には、江戸川に放水路が開削され、三番瀬周辺の汽水域・沿岸環境に変化があったと思われませんが、大きな環境異変の記録は見あたりません。これは、放水路開削後もしばらくは、周辺の河川や水路、干潟の水循環系が全体的には残っていたためと考えられます。

三番瀬は、東京湾奥部の河口デルタにあるため、海と河川の両方の影響を受けます。

沖合約4 km以上あった広大な干潟は、生物の生息空間、漁場のみならず、水が空気と触れ、陸からの流入負荷を浄化する大規模な空間でした。そこでは大規模な澇が川のように流れ、沿岸砂洲が縞状に多く発達していましたが、大正期以降、埋立てなどの大規模な開発によって、干潟だけでなく海域や背後地の自然環境も大きく変貌しました。

埋立てによる海岸線の海に向けての前進により、干潟のなだらかな斜面はなくなり、直線的に人工化し拡張した海岸は、海に接すると同時に急に深くなる地形に変わりました。陸域では、無数に走っていたクレークは、土地改良や都市化をきっかけに埋立てられたり暗渠化されて消えていきました。

一方、工業化による経済の向上も進み、三番瀬の背後地の企業は千葉県の経済を牽引するエンジンとしての役割を果たしてきました。

また、都市化の進展により、三番瀬に面する船橋市、市川市、浦安市の人口は、戦争直後の 21 万人から、2000 年には 113 万人に達しました。

このような状況を考えると、三番瀬の保全には多くの県民の参加や協力が必要な課題であることがわかります。

千葉県の干潟については地元の人々の多くが埋立てを是認してきた一方、憩いの場として、また海水浴や潮干狩りの場であったため、海の喪失を惜しむ声も多くありました。

1980 年代以降、三番瀬では市川二期地区・京葉港二期地区の埋立て（740 ヘクタール）が検討され、1999 年（平成 11 年）には縮小計画（101 ヘクタール）が提案されましたが、2001 年（平成 13 年）、千葉県民は、この湾奥に残る最後の干潟・浅海域である三番瀬の埋立計画を白紙に戻し、三番瀬の再生を図ることを掲げた堂本知事を選出し、その結果、埋立計画は見直しとなり、海が残り「再生」への道が開かれることになりました。

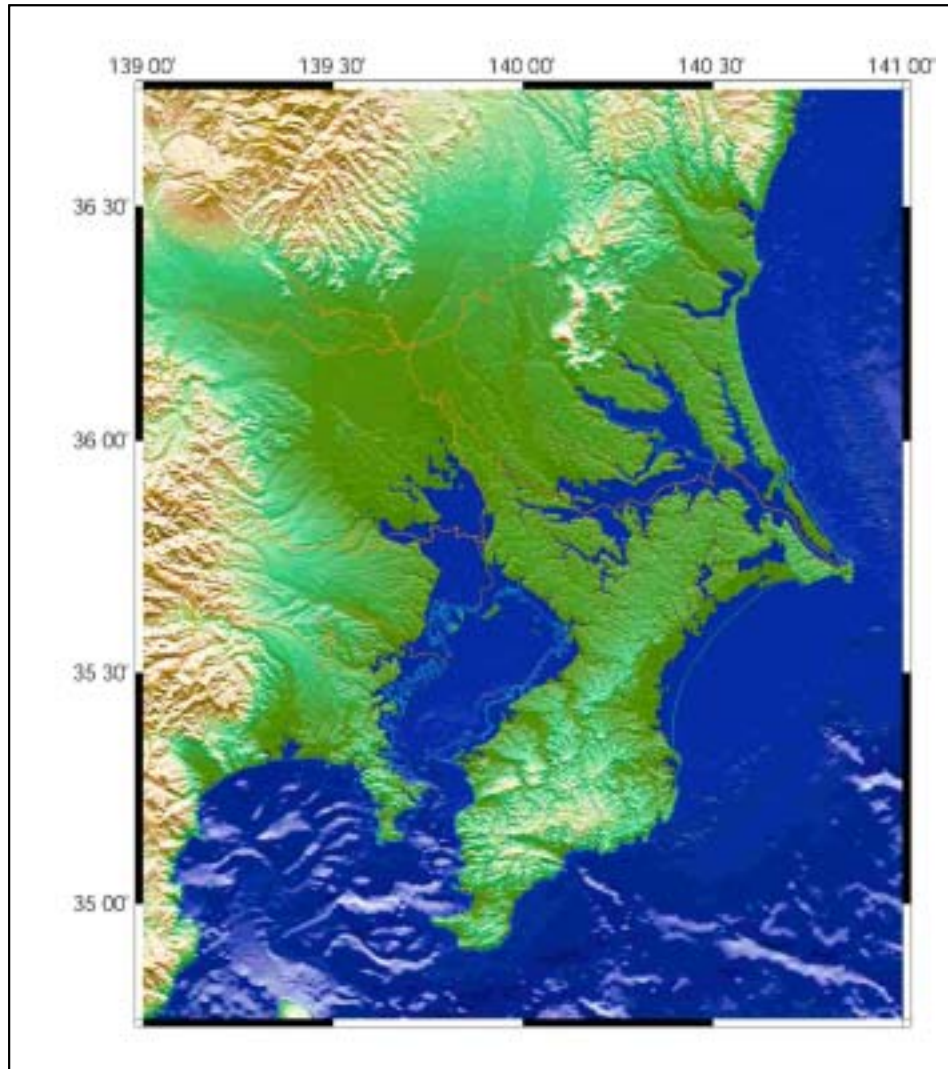


図1 縄文時代の関東地方の地形

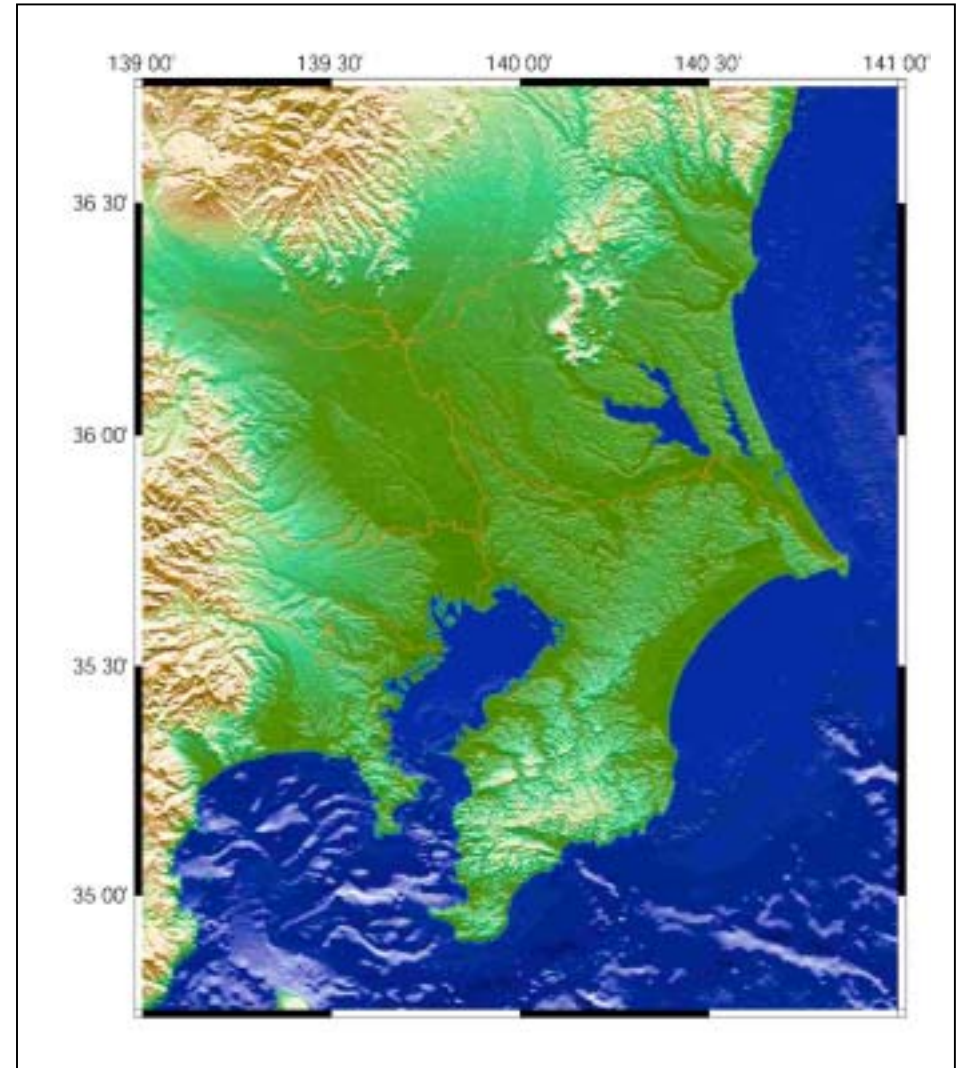


図2 現在の関東地方の地形

縄文時代から現在に至るまで、地球規模の気候の変動の影響で、海面は上下動していました。それに応じて海岸線の位置は変化してきました。この図は、現在の関東地方の地形のデジタルデータをもとに、現在よりも約5m海面が高かったときの地形を推定して表現したものです。現在の沖積平野の地域は当時は海面下でした。千葉県では湾の奥のほうまで海であったことがわかります。

(国土地理院の数値地図をもとに清野研究室にて作成)



関東水流図（静嘉堂文庫所蔵）

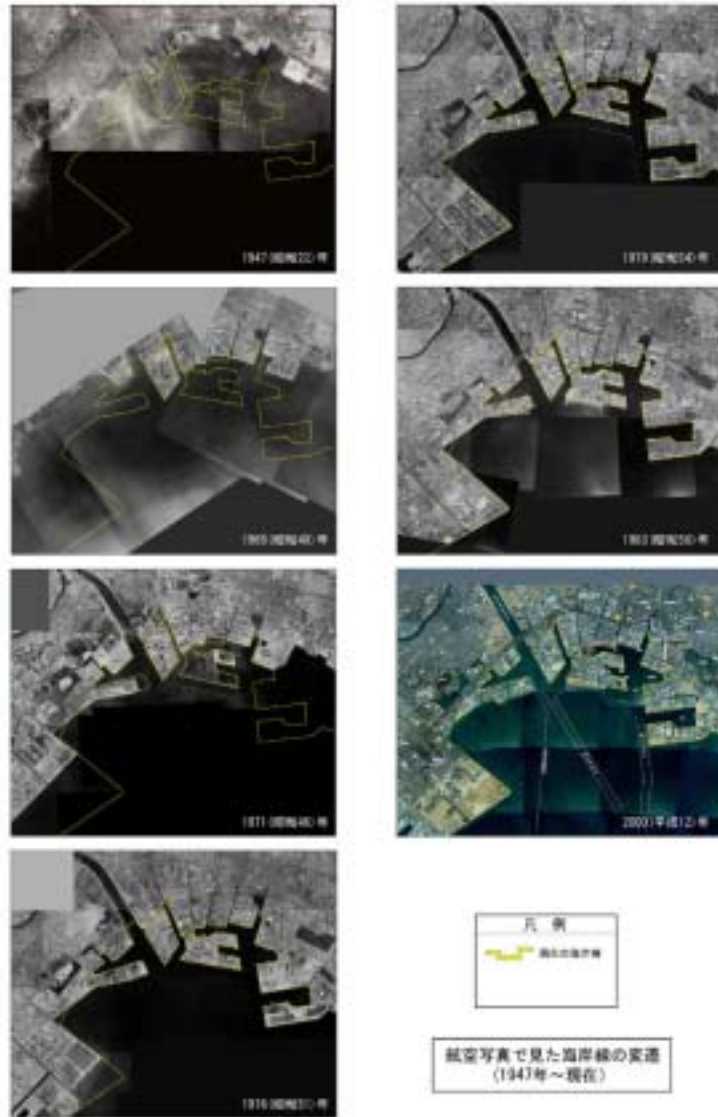
古絵図からは過去の河川や海の状態が判読できます。「板東太郎」と呼ばれる関東地方の大河川の利根川は、江戸時代初期に徳川幕府により、東の銚子で海に注ぐように流路の切り替えの大工事が行われるまでは、江戸湾（昔の東京湾）に注いでいました。江戸初期には、旧利根川、荒川などの大河川が江戸周辺に集中して流入していたため、首府周辺は網目状に川が走る大湿地帯であり、都市や田畑には使いづらい自然条件だったと考えられます。

図3 利根川東遷前後の大河川流路と東京湾奥の河口部

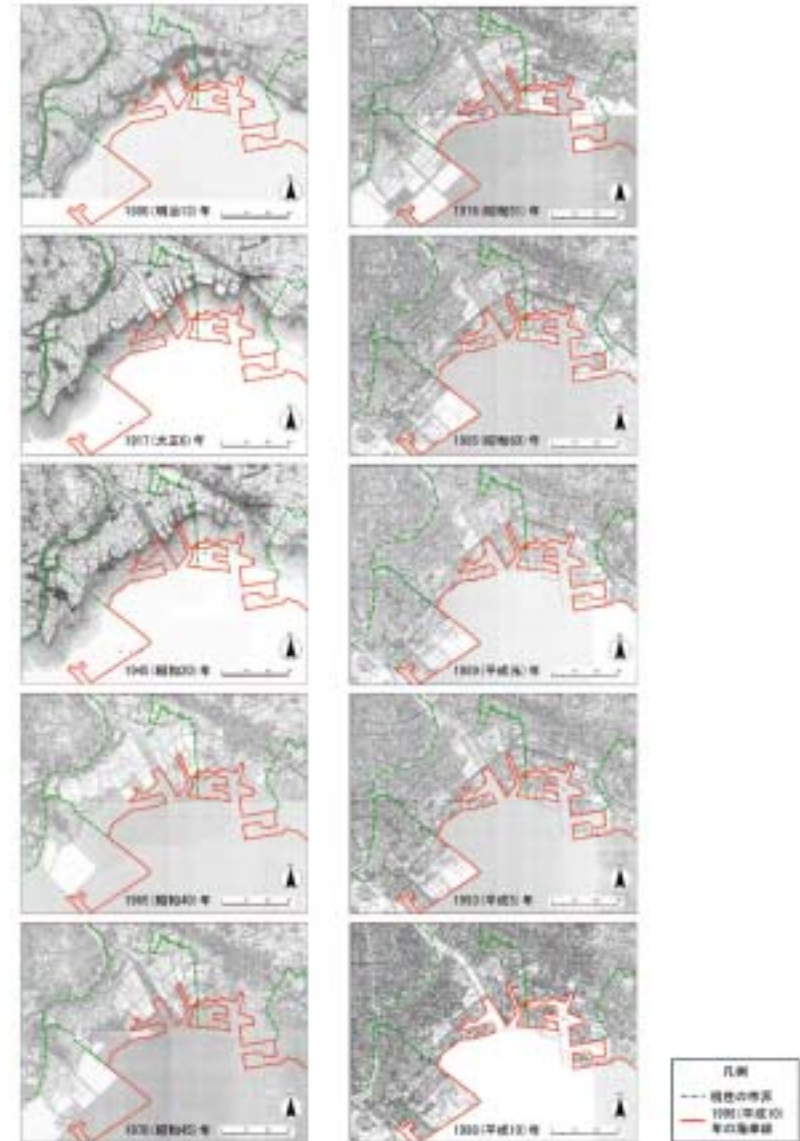


図4 船橋浦海圖乃附近町村位置（大正時代）

（武藤啓次郎原図・船橋市）



米軍撮影の空中写真（昭和22年撮影）、京葉測量（株）写真より事務局で作成



5万分の1迅速図及び国土地理院発行の地形図より事務局で作成

図5 航空写真・地図で見た海岸線の変遷

埋立てによる海岸線の変遷は、航空写真を経年的に並べると具体像が把握しやすくなります。三番瀬周辺の干潟は埋立てられ、幾何学的な海岸線が出現しました。

地図を経年的に並べると、地形だけでなく、田畑の区画化や市街化、背後地の湿地の消失、河川改修や埋立てが明確に理解できます。湿地を示す印は、明治時代には沿岸の大半であったのが、昭和初期には徐々に消え始め、現在ではほとんど残っていません。

2 三番瀬の現状

三番瀬は、かつては河川水の影響や地下水の湧出により汽水域が形成され、また、活発な海水運動により、多様な水環境と周期的な水没・干出など変化の大きい環境があり、そこには多様で変化の激しい環境に応じた動植物からなる独特な干潟環境があり、再生産力や一過性の打撃に対する復元力の高い生態系がありました。

しかし、1960年代からの埋立てにより、海域面積が狭くなり、河川とのつながりが実質的に断たれ、海水運動の低下により静穏化し、さらに地盤高の低下による浅海域化などの結果、現在の三番瀬は、これらの変化が起こされる以前とは全く異なった海域に変化してしまいました。

周辺は、埋立てや都市化により、乾燥した陸地と前面の海という構成に変わり、その境は人工的な護岸で仕切られ、海と陸との自然な連なりが失われたため、地下水の湧出が弱まっていると推定されます。これらのことから、淡水・汽水域がなくなり、稚魚等の生育に必要な海浜環境もなくなり、単調な環境になってしまいました。

かつての豊富な土砂流入とそれに見合った流出、多様な塩分濃度の水が活発に運動する場、海水の干満による干出と水没の繰り返し、淡水から海水域までの自由な移動が出来る連続性などの干潟特有の環境の喪失は、汽水性生物を中心とする特異な干潟生態系から生物多様性の低下をもたらし、海域生物からなる単調な生態系に変化した重要な原因と考えられます。

また、周辺の浚渫窪地にたまった貧酸素水が上昇することによって発生する青潮が、生物の生息に影響を与える点で重要な課題となっています。

海底地盤の高さは、1954年の調査結果と比べると平均1m程度の低下が認められます。これにはさまざまな要因が考えられますが、現在でも、年間1cm近い低下は続いていると推測されます。

底質のシルト・粘土分は、補足調査時(1996～1997)に比べ、ほ

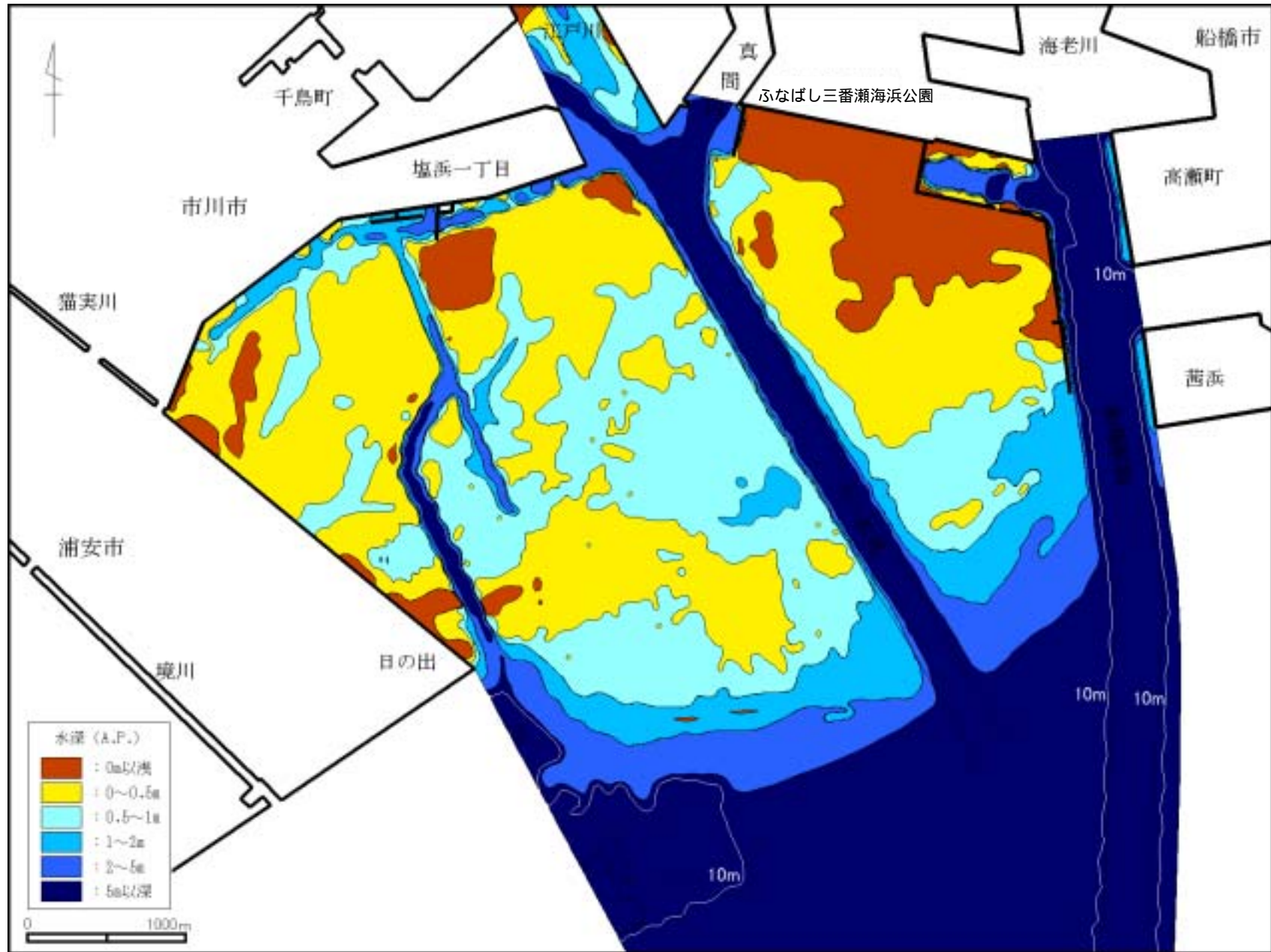


図6 三番瀬周辺の地形(2002年測量結果)

ば全域で減少傾向になっています。

地形については、浦安市日の出地区の干出部は、堆積が進行していますが、前置斜面上部は侵食が進んでおり、中・長期的には浦安市日の出と習志野市茜浜を結んだ線まで後退が起こることが考えられます。

浄化機能については、補足調査時の検討によると、三番瀬は、有機物の分解などの二次処理及び窒素などの浄化を行う三次処理の場として重要であることが示されています。

三番瀬の周辺地域は都市地域に囲まれ、農業は三番瀬周辺では見られなくなりました。一方、三番瀬の環境の悪化とそれに伴う生物資源の多くが失われたことにより、追い込み網漁など多くの漁業が成り立たなくなりましたが、アサリを中心にした採貝漁業とノリ養殖を柱にした漁業は現在も盛んに行われています。

(生物、魚類、植物、鳥類については、第二章 2 生態系・鳥類の項を参照)

3 三番瀬の再生の概念

今の三番瀬は、昔の広大な河口域の環境のうち、汽水域の湿地やアシ原、海岸植物といったかつての海岸の面影は、江戸川放水路や行徳湿地、谷津干潟、ふなばし三番瀬海浜公園付近にかろうじて見ることが出来るものの、内陸の湿地環境は失われてしまっています。

三番瀬の再生の方向性としては、かつての干潟を中心とした三番瀬の環境をできる限り復活するという視点が不可欠です。三番瀬に干潟が成立するには、河川からの淡水と土砂の供給、海水の活発な運動による底質環境、後背湿地・海域での地下水の湧出、土砂の流入と流出のバランス、出水による一時的な攪乱と回復などの条件を取り戻すことが必要です。

自然再生推進法においては、自然再生とは「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すこと」とであると定義されています。自然再生にあたっては、多様な主体が参加し、科学的・客観的な

データにもとづいて再生することが求められます。また、実施にあたっては、合意形成にいたる会議や資料の公開など市民参加と透明性を確保することはもちろんですが、モニタリングを実施し、その過程で環境教育や人材育成が行われるようにすべきです。

また、わが国はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の締結国であり、三番瀬はその登録湿地となることを目指していることから、その再生にあたっては、2002年の締約国会議において採択された「湿地復元の原則とガイドライン」に沿ったものでなくてはなりません。

すなわち、湿地復元における最終目標・目標・評価基準の明確化、望ましくない副作用の回避、従来工法に対する生態工学の優先、現存する湿地の保全維持の優先、集水域レベルの計画、利害関係者の参加、伝統的資源管理、モニタリングと順応的管理、普及啓発などであり、今後三番瀬再生計画の具体化にあたっては、本指針との整合性を配慮する必要があります。

以上の方向性を踏まえ、再生の目標として五つの目標を掲げました。

かつての豊かな生物相を取り戻すためには、海から陸につながる環境の連続性を回復する必要があります。

『海と陸との連続性の回復』のためには、「干潟・浅海域などの潮間帯の再生」、「後背湿地の再生」、「水循環の回復」が必要です。

『生物種や環境の多様性の回復』のため、海底の微地形、汽水域などさまざまな環境の多様性を回復することが必要です。

三番瀬の環境変化の中で最も大きな問題が、青潮の発生とそれによる底生生物や魚類への影響です。

『環境の持続性・回復力の確保』と『漁場の生産力の回復』のため、浚渫窪地の解消、潮流の回復、河川の改善などがあげられますが、長期的であり、社会的合意を図っていく必要があります。

汚濁負荷の低減などの三番瀬の環境改善を早急に進めるとともに、漁業が三番瀬の環境に果たしてきた役割を踏まえて、漁業者の経験的知識を尊重しながら、水産資源の持続的な利用を実現していくこ

とが必要です。

かつては、地元の人はもちろん数多くの方が訪れていましたが、最近では人々の足は海から遠のいています。

『人と自然とのふれあいの確保』のため、利用のルールを確立し、それぞれの海域の特性を考慮しながら、親水性の高い護岸への改修、眺望や海へのアクセスポイントの確保が望まれます。

今後、東京湾全体の自然再生に向けては、干潟・浅海域の再生が東京湾全体の再生の鍵を握っているといっても過言ではありません。しかし、汚濁負荷の流入など三番瀬が抱える課題は、千葉県のみでは不可能であり、東京湾を取り巻く都県、自治体、国の協力が必要であり、連携を強化する必要があります。

三番瀬の再生の方向性

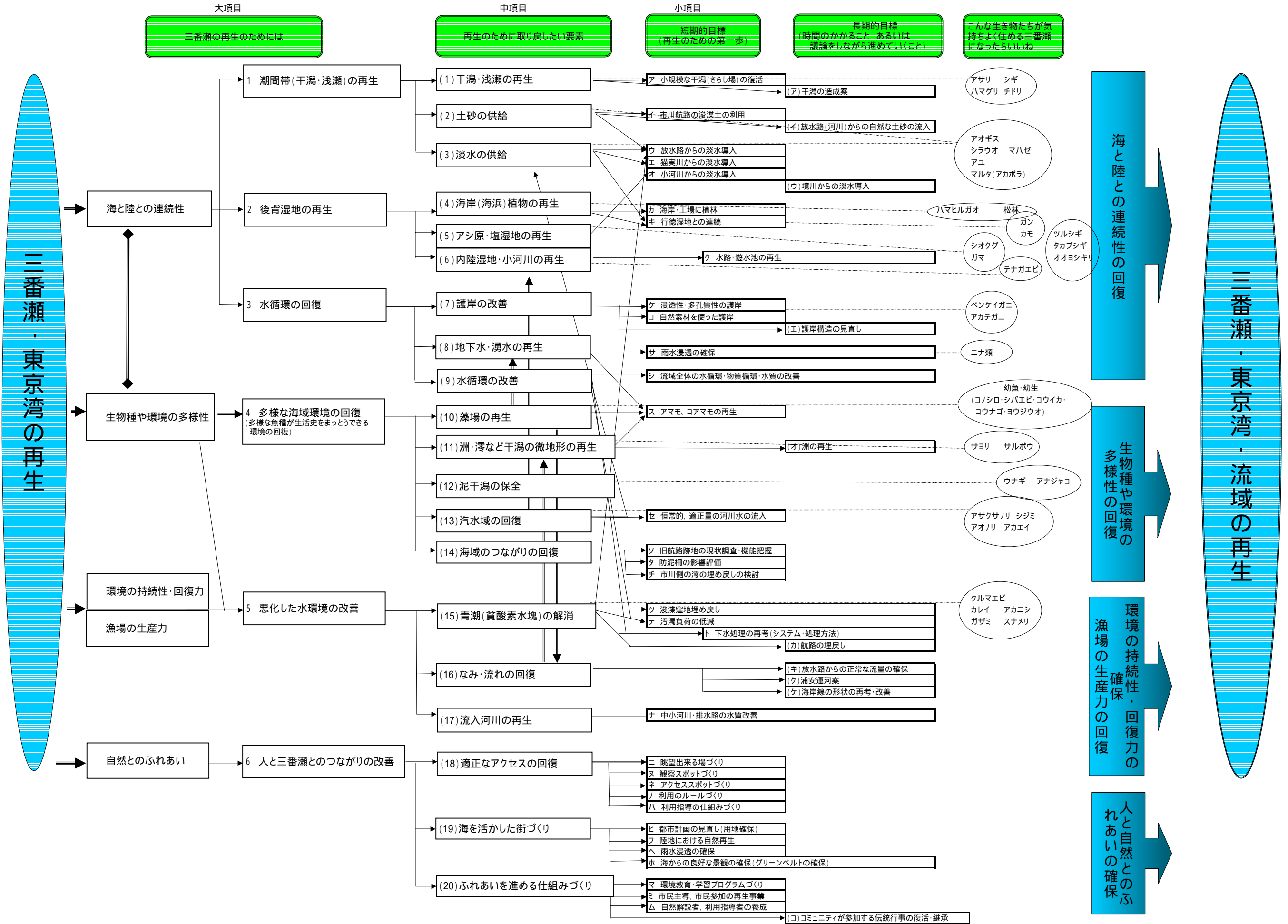


図7 三番瀬の再生の方向性

第二章 再生のために必要な項目

三番瀬の再生のために掲げた5つの目標を実現するために、海と陸とのそれぞれでの取組み、それらをつなぐ横断的な取組みの連携を保ち実現する必要があります。

そのために必要な取組みを以下の11項目にわたって整理しました。

干潟・浅海域

生態系・鳥類

漁業

水・底質環境

海と陸との連続性・護岸

三番瀬に向き合う街づくり・景観

海や浜辺の利用

環境学習・教育

維持・管理

再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進
(制度的担保・ラムサール条約)

広報

1 干潟・浅海域

(現状)

三番瀬の海域は、主に水深0mから - 5mまでの比較的浅い海域からなる面積1,800ヘクタールほどの海域です。

三方を埋立地に囲まれていますが、南側は東京湾に向かって開口し、中央に市川航路、東には船橋航路があります。開口部では沖に向かって水深5mから急に深くなっており、波はこの斜面で砕け、三番瀬海域は通常は比較的静かな海面になっています。

三番瀬西側の浦安市日の出の東沖側、西奥の猫実川河口部、北奥の市川漁港前面養貝場と市川航路脇、ふなばし海浜公園前面の人工海浜、旧船橋航路跡地を囲う防泥柵に沿った一部などは水深0mよ

り浅い部分があり、潮が引くと干出します。

(目標)

三番瀬の水循環を健全化し、土砂供給を回復させ、陸や河川の自然と海とのなだらかなつながりを作ることを通じて、多様な生物がすみ擾乱からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、生物作用などに基づく干潟・浅海域の諸機能の強化を図ります。

(アクションプラン)

- 1) 沖へのなだらかなつながりをつくるための改善と青潮の発生を抑制するため、三番瀬に近い浚渫窪地の埋め戻しを継続します。
青潮の進入が予想される場合、緊急の曝気等などによる青潮被害の防止を図ります。
- 2) 河川からの適切な土砂と淡水供給の回復を図ります。
土砂供給がうまく回復できない場合には、人為的に緩慢な土砂供給を市川市塩浜護岸前面などで行い、自然の力で干出域の形成や維持をします。
- 3) 干潟とつながった藻場の形成を促します。
- 4) 浦安市日の出の干出地形については、調査・確認しながらその維持を図ります。
- 5) 市川市塩浜の護岸前面に生物生息に寄与するように曝気能力を向上させ波が砕けるような干出域をつくります。

なお、干潟的環境の創出や水際線形状の修復は、位置や規模や形式によっては三番瀬海域に直接影響が及ぶ恐れもあるので、詳細計画の策定・事前調査・影響予測・モニタリングと計画や施工へのフィードバックなどのあり方について検討・整理し、指針を整備します。

また、調査検討にあたっては、透明性の確保に留意するとともに、いろいろな立場の方々の参加を促せるように努め、三番瀬再生のための調査・研究について、協力の申し出があった場合の手続き・手順・ルールなどを、円卓会議に提出されたメモを参照して作成していきます。

2 生態系・鳥類

(現状)

三番瀬では、干潟生態系は大部分が失われ、沿岸浅海域に普通にする生物種で構成される生態系に変わっています。

水生生物種については、以下の傾向が見られます。

ア．干潟の代表的な生物の絶滅と種の多様性の低下

イ．外来種の侵入と定着による生態系の悪化

ウ．生物の現存量は 40 ～ 50 年前と比較すると大きく低下

底生生物のうち、アサリは、補足調査後に漁業の成立が危ぶまれるほど資源量の少ない状態でしたが、2002 年秋からアサリの浮遊幼生の加入と成長が順調であったため、2003 年には順調な漁獲が続いています。

しかし、資源量の変動要因が明らかになっていないことが多いことから、アサリ資源とその状態については、生活史全体にわたった総合的な調査が必要です。

魚類については、補足調査時には約 100 種が採集され、浮遊性仔稚魚、着底稚魚、幼魚が多くいました。その出現状況から、広い静穏域等の環境が稚魚の生息環境として適していると考えられます。2002 年度の 11 月～ 3 月の着底稚魚調査でも補足調査時と同様の結果が出ています。

鳥類のうち、スズガモは、三番瀬に飛来する水鳥類では、最も個体数が多い点から三番瀬生態系における最重要種の一つになっています。飛来するスズガモは、補足調査時では全国のおよそ半分であり、この種の存続にとって大変重要な場所であると言えます。

三番瀬周辺で繁殖を行う種として、コアジサシが夏に浦安市などを繁殖地とし、浅海域を採餌場としています。

また、近年、カワウなどの潜水して魚をとる水鳥類の一部は、1987 年以降、明瞭な増加傾向を見せています。

(目標)

現存量や再生産力など、かつての豊かであった時を目標に回復をめざす必要があります。目標とする生物種が必要とする環境条件の

回復を基本にしつつ、総体としては干潟的な多様な環境の創造をめざします。

目標とする生物種としては、三番瀬から失われているハマグリ、アオギス、シラウオ、エビ類、アサクサノリなどが考えられますが、現在の漁業の柱となっているアサリ、ノリ、さらにイシガレイ、マハゼ、ウミゴマツボなどや希少種のトビハゼなども考慮する必要があります。

水鳥類については、餌場を中心に多様な環境をつくりだすとともに、人との関係についても十分に考慮し、両者の豊かな関係の創出を求める必要があります。

(アクションプラン)

- 1) 行徳湿地を三番瀬の後背湿地としての機能を有する汽水域の場所として位置付け、還元状態になりやすい場所は埋め戻して干出域化し、海水の流入を促進し、淡水の導入などについても検討に入ります。
- 2) 環境単純化の原因の一つは、淡水流入や地下水の湧出の減少による汽水域の消失と推定されることから、淡水を導入し、環境の多様化を試みます。
- 3) 後背湿地と砂浜の造成による海岸域の自然の連続性の回復に努めます。
- 4) 生物とそれを取り巻く環境に関する定期的な継続的調査を続ける必要があります。
- 5) シギ・チドリ類の低潮時に利用できる採餌場の造成について検討を開始します。
- 6) 鳥類に関して、傾向的变化や重要な変化の可能性が示された種を中心に継続的な調査を行い、また、水鳥類についても調査を行います。

3 漁業

(現状)

ノリ養殖は、三番瀬の漁業の中では、生産の安定性や生産金額な

どの面で最も重要な産業になっていますが、バリカン症などによって生産が不安定になっています。

貝類漁業は、アサリが主要な漁業資源となっていますが、1970年代初めまでは年間1～2万トンの生産量が近年1,000トンを下回る状況になってしまいました。2002年から2003年にかけて大量発生がありましたが、アサリ資源の動向に影響を与えている要因は数多く指摘されており、生育環境について引き続き調査を行っていく必要があります。

漁船漁業については、10年前はイワシ、近年はスズキの漁獲量が多くなっていますが、カレイ類の漁獲量の低下が顕著になっています。

このように、漁獲対象生物が変遷し、底生魚介類の漁獲が減少した原因は、浅海域の減少とともに東京湾の環境悪化が大きな要因と推定されます。

(目標)

三番瀬とその周辺は、現在も自然が残り漁業が行われる東京湾奥部の重要な基地であることから、漁業生物の採捕や養殖を行うだけでなく、それを支える漁具等の製造、食品加工、付加価値の高い消費構造などによる関連産業の健全な導入・発展に基づく総合的な街づくりを目指します。

また、若年層が希望を持って漁業を引き継げるよう安定した収入をあげられる見通しが重要であり、多様な魚種が漁獲される漁場の再生を目指します。

さらに体験の場の提供や活発な交流を通じた相互理解の取組み、また、かつての干潟のように多様な生物が安定して生息できる里海の再生を目指します。

(アクションプラン)

- 1) 良好な漁業環境づくりのため、干潟的環境づくり、藻場復元、江戸川放水路からの出水と青潮対策について検討を行います。
- 2) ノリ養殖におけるバリカン症や水環境、食害対策など総合的な調査及び対策立案を進めます。また、漁場の使い方の改善について調査研究を進めます。

- 3) アサリ資源や減耗原因についての総合的な調査・解析、対策の検討を進めます。
- 4) アオサ対策として、基礎的な調査を進めるとともに、大量繁茂以前の段階で取り上げる方策を検討・実施します。
- 5) 市川漁港について、恒久的な漁業活動が営める規模と形状を持つものを早急に整備します。その位置・形状については、県・市・漁業者からなる公開の連絡協議会において検討を進め、円卓会議を始めとする市民参加のプロセスを経てから具体化します。
- 6) 子ども達や市民が海を勉強しながら遊べる環境をつくることと漁業を両立させる方法を検討します。

4 水・底質環境

(現状)

人口増加に対する生活雑排水対策の遅れのため、汚濁物質が三番瀬に長期にわたり流入し、富栄養化をもたらしました。これは赤潮のみならず、浚渫窪地の存在と相まって生み出された貧酸素水塊による青潮の発生も促し、三番瀬の生物に大きな打撃を与えています。

流入する汚濁負荷は、水質汚濁防止法の施行や下水道の整備等により、改善傾向にありますが、過去の蓄積のため三番瀬海域の水質は、思うように改善されていません。

底質については、三番瀬に残されている干潟と浅海域の多くは砂質であり、しかもシルト・粘土分が減少傾向にあり、このような底質環境の均質化も生物多様性を大きく低下させています。

(目標)

- 1) 海域をこれ以上狭めないことを原則として再生を実施すべきです。海に砂を入れて干潟や干出域を増やす場合でも、新たな陸地を作り出すことが目的でないことに留意する必要があります。
- 2) 流入する汚濁負荷量を減少させ流入河川の水質改善を早急に行う必要があります。
- 3) 多様な塩分濃度の汽水域を復活させ、干出域を拡大させる必要があります。

かつての汽水域を復活させるため、いろいろな方法で淡水や土砂の流入を増加させる必要があります。また、失われた干出域については、時間をかけて復原していくことが必要です。

淡水や土砂の流入のためには、流域全体の水循環の再構築を視野に入れて検討することが必要です。

- 4) 現在孤立している干潟・浅海域を後背湿地と連続する環境に再生する必要があります。
- 5) 均一化しつつある底質環境を多様なものとするため、現在ある環境を保全しつつ、淡水や土砂の流入促進によって、変化に富んだ多様な環境を創出する必要があります。
- 6) 浚渫窪地の埋め戻しや流入する汚濁負荷の削減を図り、青潮の発生の抑制を図る必要があります。

(アクションプラン)

- 1) 海域と陸域との連続性を回復するため、用地を確保し陸地内において、後背湿地を再生する試みを進めるべきです。また、行徳湿地との連絡水路を暗渠からできる限り広い開渠に変えるなど自然な海水の行き来を回復すべきです。

一方、流入する真間川などの都市河川については、水質浄化のため多自然型の護岸など、生態系に配慮した護岸修復を検討すべきです。

- 2) 三番瀬の汽水域を回復するため、猫実川あるいは行徳湿地から淡水を導入する検討を行うべきです。その際は順応的管理によって徐々に進めることを検討すべきです。
- 3) 猫実川の下流部でアシ原や干出域化を行い、三番瀬への土砂供給源とするなど自然再生のための実験を行うことを検討すべきです。
- 4) 三番瀬の水質改善のため、下水道・合併処理浄化槽等の早期完全普及や産業系排水のさらなる水質改善、啓発などさまざまな流入負荷量の削減対策を行うべきです。
- 5) 赤潮・青潮の発生を抑制するため、浚渫窪地の埋め戻しや流入汚濁負荷量の削減のため河川の水質浄化機能の向上の実現を図るべきです。

5 海と陸との連続性・護岸

(現状)

浦安側の日の出地区の護岸形状は、階段護岸となっており、背後は土地区画整理事業が実施中で、一部に未分譲の土地があります。また、入船地区の護岸形状は、鋼矢板の直立護岸です。

市川側は、鋼矢板の直立護岸で鋼矢板の腐食、老朽化、沈下が認められ荒天時の対策が課題となっています。

船橋側は、船橋人工海浜の背後は護岸を挟んでふなばし三番瀬海浜公園の施設に連続しています。

(目標)

三番瀬の保全・再生に資する護岸とするため、以下の3つの目標をみとす必要があります。

直立護岸によって切り離されている海と陸との自然な連続性を取り戻すこと。

ふるさとの海として実感できるように、人と三番瀬の健全なふれあいを確保すること。

老朽化や地盤沈下によって安全性が保たれていない護岸の安全性を確保すること。

その際、自然な連続性の確保のためには、

- ・陸側において、自然再生のための用地を可能な限り確保し、高波などからの最終防御ラインをその後ろに移動させること。
- ・その他の場所では、直立護岸を可能な限り避け、多孔質で自然素材の護岸としていくこと。
- ・海側において、アセスメントとモニタリングをしながら、徐々に砂を入れ、潮間帯や砕波帯が出来るようにしていくこと。

などの方針で臨みます。

(アクションプラン)

1) 浦安側

日の出地区で背後地が売却済みの部分は、遊歩道を整備したり、眺望スポットを設けることとします。

背後地が未・低利用地の部分は、全体として自然が豊かな高い

利用を促進することとし、自然再生の試みを行っていきます。

また、護岸の前面にある自然の干潟と連携した自然環境施設を設けます。

入船地区は、背後を守る強固な構造としますが、スポット的に1、2箇所小段を設け親水性を図ることや、子どもが海を見ることができると高さの遊歩道を設置します。

2) 市川側

塩浜地区の三番瀬を活かした街づくりと連携しつつ、三番瀬の玄関口にふさわしい護岸となるよう工夫すべきです。

市川市所有地から猫実川の区域は、貴重な泥干潟を保全することとし、人が自由に海域に降りられない構造とし、勾配が1:1.5程度の石積み護岸を中心に検討すべきです。

市川市所有地前面では、環境学習・研究施設を設け、伝統工法などを用いて自然再生を行うべきです。

市川市所有地から塩浜2丁目側では、出来るだけ海に張り出さない構造としつつ、人とのふれあいを確保していく区域とすべきで、遊歩道の設置や展望スポットを検討すべきです。また、順応的管理を行いながら、1:1.5程度の石積み護岸を中心に干出域や砕波帯を実験的に作るとともに子どもが遊べる場所を組み合わせた護岸を検討すべきです。

塩浜1丁目では、漁港の移転を早急に検討し、その移転に合わせて護岸の検討をすべきです。

3) 船橋側

ふなばし三番瀬海浜公園で自然再生を進めていくとともに、護岸の上に盛土をし松林とするなど、海と陸との連続性を復元し、一体性を高めていきます。

船橋旧航路跡地の部分では、背後地の利用との両立や鳥類などへの影響に配慮しながら、遊歩道や植樹帯の設置を検討すべきです。

浦安市日の出地区での自然再生イメージ

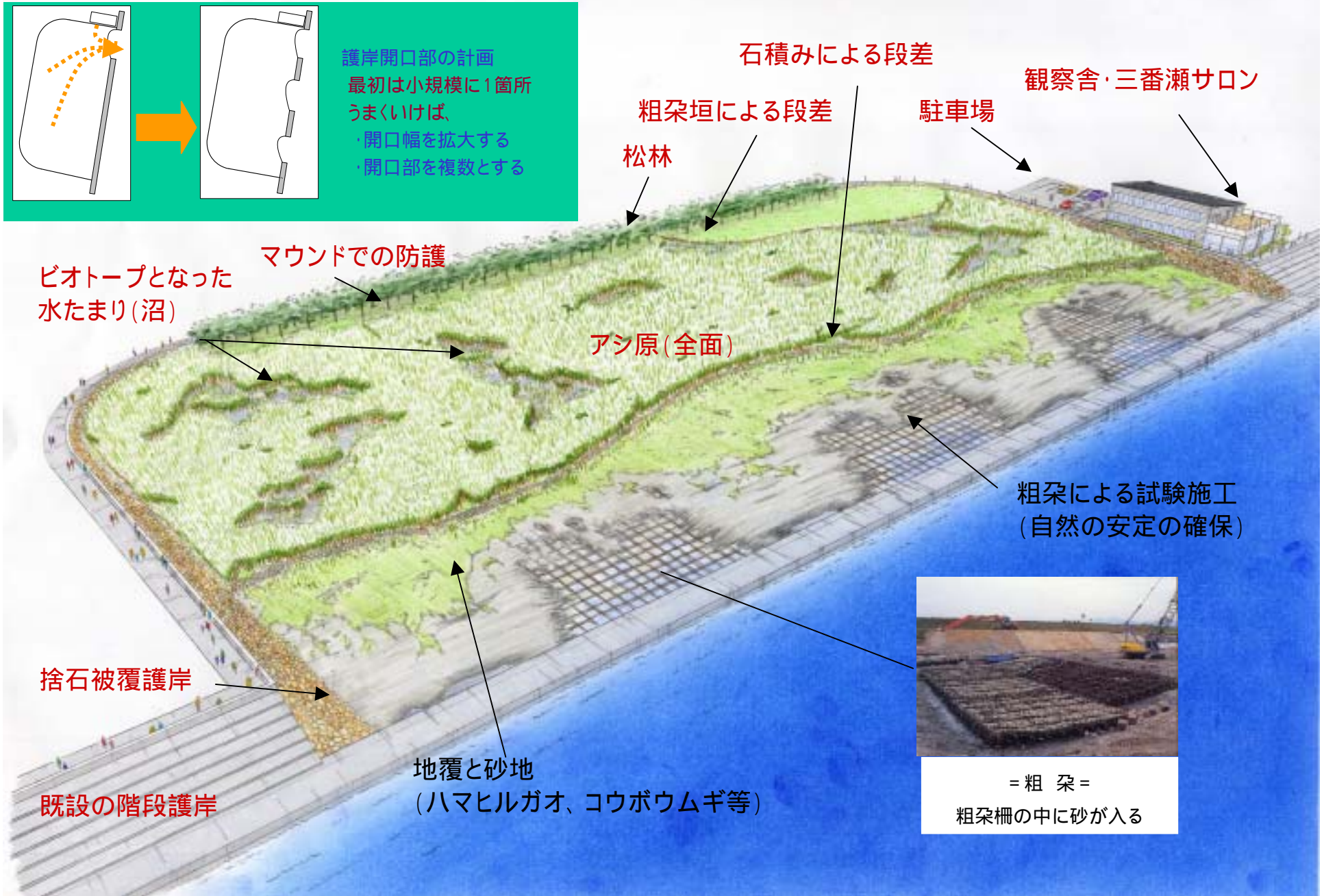


図8 浦安市日の出地区での自然再生イメージ

(市川市所有地前面) 環境学習エリアのイメージ

自然再生の場の基本的な考え方

自然の営みや変化に合うように改修していく(はじめからの定型はない)。
現在の護岸を撤去し、防護ラインを施設敷地の背後に回す。

導入機能、施設の位置・規模・形状等については今後検討していく。

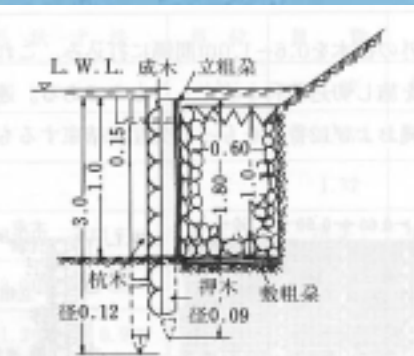
導入機能、施設の位置・規模・形状等については今後検討していく。

高潮への防護機能をもった護岸。

丸太柵工や粗朶などの伝統工法を利用した土留め。

満潮時の高さが確保できる高さ。波のうちはげを考慮して、当初は+3.0m程度とする。

モニタリングをしながら徐々に前浜をつけていくことにより将来的に可能な限り海と陸との自然的連続性を回復する。



丸太柵工



粗朶沈床

図9 (市川市所有地前面) 環境学習エリアのイメージ

船橋海浜公園・港湾ゾーンのゾーニング

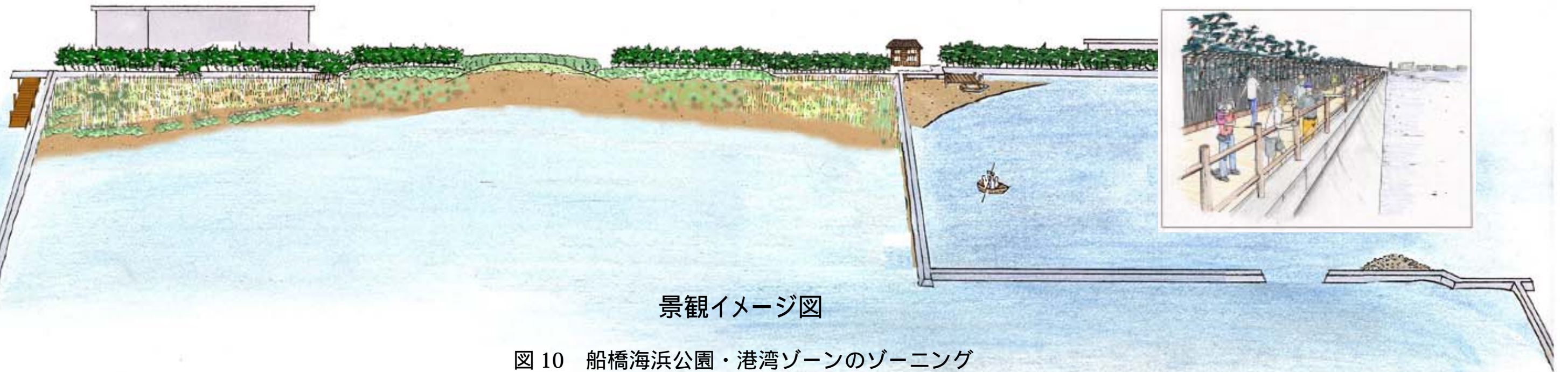
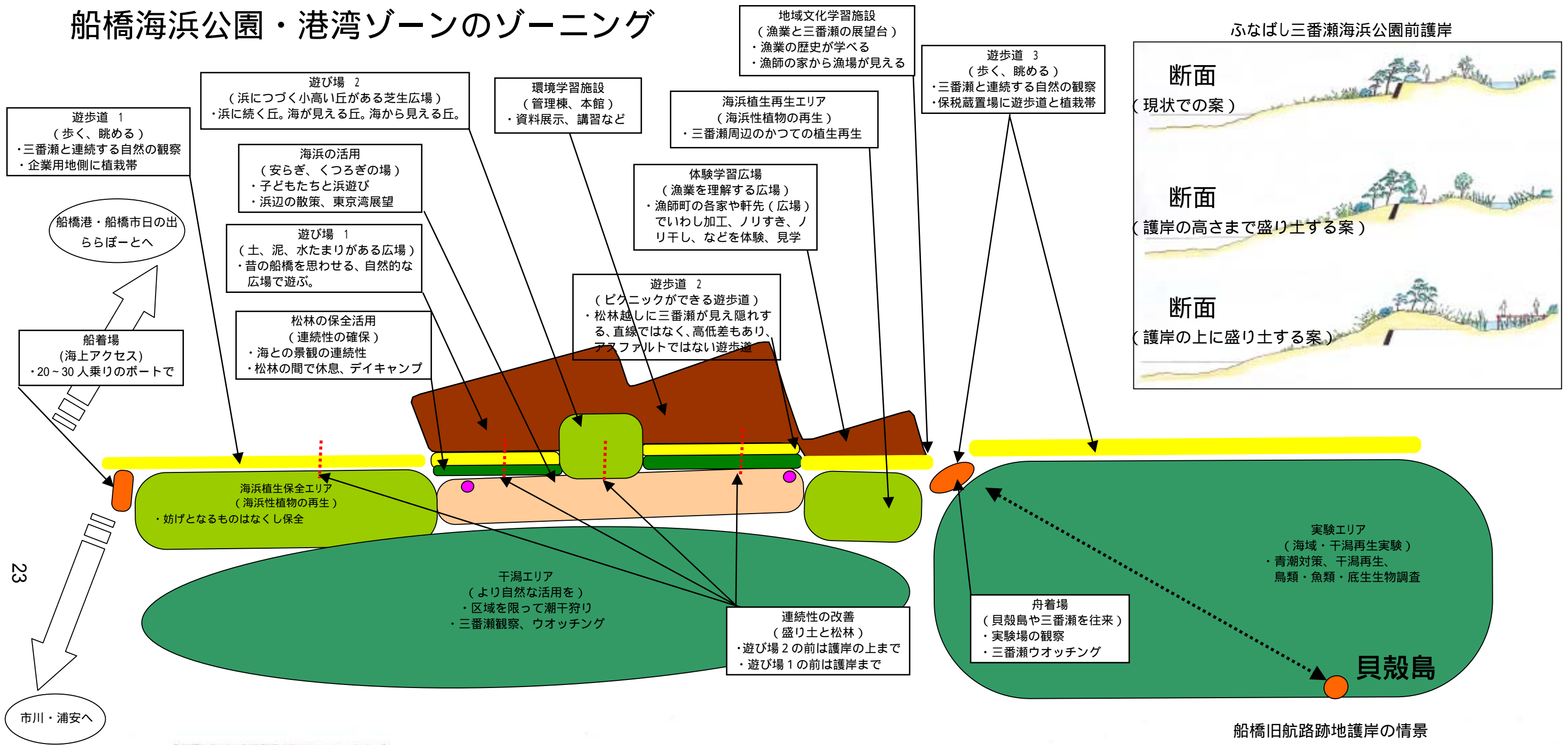


図 10 船橋海浜公園・港湾ゾーンのゾーニング

6 三番瀬に向き合う街づくり・景観

(現状)

浦安市入船地区は、住宅地として開発後 20 年以上経過しています。日の出・明海地区は、土地区画整理事業が実施されており、約 7 割が売却済みで、1 万 5 千人が生活していますが、一部に未分譲地があります。

市川側は、市川塩浜駅周辺に一部近隣商業地域がある他は工業専用地域や工業地域です。塩浜駅周辺では、新たな街づくりが進められようとしています。

船橋側の背後地は、工業専用地域と準工業地域となっています。

(目標)

浦安側の日の出地区にある貴重な干出域を活かし、新住宅地として三番瀬を「ふるさと」と感じる街づくり、自然環境と住居環境が共存する街づくりを進めます。

市川側では、三番瀬と行徳湿地との自然な連携を強めることが重要であり、市川塩浜駅、三番瀬、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を確保することを検討すべきです。

船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を中心とした「環境学習の場」「体験学習の場」「文化創造の場」「市民の憩いの場」となるよう、人と自然が共生する街づくりを目指します。

(アクションプラン)

1) 浦安側

未・低利用地の部分については、全体として自然度が高い利用を促進することとし、背後地に可能な限り広く用地を確保するよう努力すべきです。また、分譲の際には、敷地の緑化など自然度が高く水循環を促進する工夫をしていくよう協力を求めていくべきです。

2) 市川側

塩浜地区における三番瀬にふさわしい街づくりとなるよう、市川市や地権者の構想・方針を尊重しつつ、海と水に親しめるような街づくりを進めるべきです。

護岸・海岸線のあり方と街づくりが整合が取れるようにしていくべきです。

行徳湿地との連携を強めるため、開渠での連絡や湾岸道路をまたぐ施設について検討すべきです。

漁業と街づくりの連携についても考えていく必要があります。

3) 船橋側

ふなばし三番瀬海浜公園全体について、三番瀬の保全・再生と一体となった自然再生を行う視点で海と陸との連続性、特徴ある学習施設、公園施設の活用など幅広く検討していくことが必要です。

未・低利用地を利用するなど、より広い自然再生の場を確保することが必要です。

背後地についても、緑化、雨水浸透・利用など企業に協力を求めていくことが必要です。

7 海や浜辺の利用

(現状)

浦安側は、現在、通常は立ち入り禁止ですが、日の出干潟などには潮干狩りのため、多くの人が立ち入っていることから安全対策、過剰利用への対策が必要となっています。

市川側の直立護岸は、安全対策上立ち入り禁止ですが、釣りによる利用があり、安全対策が課題となっています。市川漁港前の養貝場は、かつて潮干狩り場として多くの人に利用されていましたが、現在は利用されていません。

船橋側の人工海浜では、潮干狩り場として多くの人が利用しており、サーフィンなどのマリレジャーにも利用されていますが、ゴールデンウィーク時のアクセスが課題となっています。

海域では、漁業以外にもマリレジャー、釣りなどさまざまな利用がなされていますが、海域の利用自体に関するルールがほとんどなく、課題となっています。

（目標）

ふる里の海として実感できるよう、市民が親しみ、安全に利用できるようにすることをめざします。

そのため、市民参加のもと、利用のルールづくりやモニタリングを行っていくことが必要です。

短期的には、適正な形でアクセスを向上させ、海に触れられる場を増やします。

長期的には、将来の街づくりと一体となった三番瀬の保全を考えます。また、地域住民が参加する伝統行事と三番瀬の行事とが関連して三番瀬を保全する文化が発展することをめざします。

（アクションプラン）

自然とのふれあいについては、景観や野鳥などを眺め、波やアシのざわめきを聞くことのできるスポットづくりや、直接干潟に触れることができ、潮干狩りや漁業体験を含めた三番瀬の再生や学習などの健全な利用を行える環境を整備していきます。

浦安側では、干潟へのアクセスについて、自然環境施設を經由することとするなど十分な利用指導が確保できるようにすべきです。

市川側では、塩浜 2 丁目では、人と三番瀬の適切なふれあい確保していく区域とし、遊歩道やサイクリングロードなどを設けることとし、再生の地点では、海に降りられる構造とすべきです。

船橋側では、自然体験ができる場とするなど、一年中多くの人利用できるように工夫すべきです。

東浜区域は、生物保護の妨げとならないよう生物保全地区とします。

船橋港、ららぽーと、市川、浦安などからの交通アクセスを確保するため、西側の突堤に船着場を設置すべきです。

港湾ゾーンでは、漁業体験の一環として手漕ぎ舟などの舟着場を設けるべきです。

海域では、ゴミの放置、過剰な採集、マリンレジャーなどの生態系や漁業に配慮すべき事項に関してルールづくりを検討していきます。

8 環境学習・教育

(現状)

三番瀬は、背後の街づくりや護岸形状などから市民にとって必ずしも、近いものではありません。しかし、三番瀬における環境学習・教育は近隣の学校や公民館などでは「総合的な学習」や講座などの形で実践されています。さらに、周辺には浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園などがあり、漁業体験活動、水鳥の観察会などの活動が行われています。

環境学習・教育において、総合学習、施設見学等、大人数を対象とするには、指導者の力量等に加え、適正な人員配備が必要となります。しかし、現状は、財政事情などから、博物館の統廃合や人員削減といった厳しい現実が課題となっています。

(目標)

- 1) 準備段階で十分に議論を重ねたうえで、環境学習・教育施設の設置を目指します。また、地域全体で主体的に進められるよう取り組んでいきます。
- 2) 環境学習・教育の実施に際し、対象の設定や、「自然体験」「復元・再生体験」など、内容の検討などについて先進事例を参考にしながら取り組んでいきます。
- 3) ボランティア活動の発展に道をつけていくためにも、日々の業務を継続的に行うことのできる専従のスタッフを確保することから、人材の確保、育成を図ります。

(アクションプラン)

- 1) 環境学習・教育のための施設の設立をめざし、関係する多様な主体による設立準備委員会(三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会：仮称)を組織し、時間をかけて検討していきます。
- 2) 環境学習・教育として、「自然体験」「復元・再生体験」などを進めます。そのためには、既存活動への支援をはじめできるところから取り組んでいきます。
- 3) 環境学習施設の創出・存続のため、適正な数の専従スタッフ確保の体制づくりを最重要課題として検討、実践していきます。

9 維持・管理

(現状)

三番瀬及びその周辺では、プレジャーボート、車、自転車などが不法に投棄されていますが、プレジャーボートについては条例を施行し、撤去しました。しかし、海域では、専門の漁具を使用し、大量のアサリなどの貝類を採っていく人々が絶えないのが現状です。

一方で、市民が中心になって清掃活動が行われ、三番瀬を守っていかうという市民主体の活動が行われています。

(目標)

- 1) 三番瀬を長期的に守り、育てるために三番瀬をふるさとの海として、主体的に集い、自ら維持・管理する地域に根ざしたコミュニティの場所となることが重要です。また、豊かな三番瀬を次世代に引き継ぐために、多くの個人、団体が参加し、主体性を保ちながら友好的な協働がなされるような仕組みを作ります。
- 2) 順応的管理、モニタリングを多くの人々が参加できるような枠組みづくりを行います。
- 3) 三番瀬の再生のため、東京湾、河川流域を含めた広域的なネットワークづくりを進めます。

(アクションプラン)

- 1) 市民、環境団体、漁業者、専門家、行政など多くの個人や団体が参加できるよう、具体的な手がかりとなる機会づくりのため、以下のようなアイデアについて実現の可能性などを検討します。

三番瀬パスポート制度

三番瀬キープ基金

次世代の三番瀬ファンの拡大

植樹、緑のオーナー制度

- 2) 事業の最初の段階から多くの主体が参加し、計画の目標の議論やモニタリングを行っていく体制を確立します。
- 3) レンジャー制度の設立などによって、保全のための監視体制を確立していきます。
- 4) 河川流域や東京湾干潟のネットワークづくりなど、広域的な

ネットワークの構築を行っていきます。

10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進（制度的担保・ラムサール条約）

【再生・保全・利用のための制度について】

（現状）

三番瀬を再生し、保全していくためには、国や県、関係自治体が連携して、市民参加のもとに、息長く取組んでいくことが必要です。

円卓会議は、県の条例で設置された組織ではなく、円卓会議から提案される三番瀬再生計画案は、法律や条例などに基づく計画とはなりません。

（目標）

再生や保全の取組みが県の条例として位置付けられ、息長く行われていくようにすることが目標です。

条例の形ですが、住民参加により三番瀬の再生・保全・利用に取り組んでいこうという今回の取組みの趣旨を生かし、円卓会議での議論の趣旨がよりわかりやすく反映される新条例を提案することします。

（アクションプラン）

条例案を県が速やかに議会に提案し、成立を図ることを期待します。また、施行後は条例を活用し、三番瀬の再生・保全・利用を進めていきます。

【ラムサール条約への登録促進について】

（現状）

三番瀬は、水鳥の生息数など湿地そのものに関するラムサール条約の登録の基準（国際的に重要な湿地の基準）は満たしていますが、国の法律による保全が担保されてはいません。国内法による保全は、条約上の義務ではありませんが、国の方針として法律による担保は、

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく国指定鳥獣保護区特別保護地区となることが考えられます。

円卓会議では、ラムサール条約への早期登録を目指して議論を重ねてきましたが、国設鳥獣保護区特別保護地区に指定されることによって、漁業にどのような影響がでるのかをめぐって意見が分かれ、合意に至っていません。

（目標）

三番瀬及び後背湿地は、国際的に重要な湿地であり、ラムサール条約が湿地の賢明な利用を原則としていることから、豊かな生態系を未来の世代まで残すために、関係者の合意の下で、ラムサール条約への登録を行い、再生・保全・利用を進めることをめざします。

（アクションプラン）

登録に向けて、関係者の合意を形成し、県、関係市、市民などが国に働きかけを行っていく必要があります。

登録に向けた取組みを進めるためには、当然のことながら、漁業関係者等の利害関係のある人との十分な調整を行う必要があります。したがって、三番瀬の再生・保全・利用にあたって、市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。

1 1 広報

（現状）

円卓会議では、三番瀬の自然や円卓会議の取組みを広く県民にお知らせするために、既存メディアの活用、インターネットの活用、広報拠点の設置などの広報手段を用い、運営に当たっては、拠点施設の市民による運営などに取組んできました。

また、関心や理解を深めてもらうよう説明会、勉強会、シンポジウムや市民やNPO・NGOが主体となったイベントも開催してきました。

一方、NPO・NGOや地元市などでも、観察会の実施など三番瀬に対する関心を高める取組みが行われており、今後、これらの多

様な主体とも連携しながら、より多くの市民が、三番瀬への関心と理解を高めることが出来るような取組みを進めていくことが重要です。

（目標）

幅広く、継続的に広報し、再生計画を進める大きな力となるよう、市民参加、わかりやすい情報提供、勉強会や観察会の実施、インパクトのある広報を行うこととします。

（アクションプラン）

以下の具体的な取組みを進めていきます。

- ・「再生計画の周知」
- ・「既存の広報媒体の活用」「インターネットの活用」
- ・「拠点施設の設置と活用」「情報の集約と提供」「教材の作成・提供」
- ・「イベントの開催」
- ・「市民、NPO・NGO、行政の連携」「地域間の連携」

第三章 課題

再生計画の実施において留意すべき事項としては、

- 1) 再生事業の進め方
 - ・市民参加、市民主導の事業とすべきです。
 - ・再生計画にしたがい、事業を進めるにあたっては、実施前の十分な環境アセスメントと継続的なモニタリングを実施すべきです。
- 2) 関連する公共事業との調整
 - ・第二東京湾岸道路については、三番瀬の再生・保全の理念に反する形で計画を行わないよう要望します。
 - ・江戸川第一終末処理場については、処理水が海域に影響を与えないよう十分に留意する必要があります。
- 3) 関係者の協調・協働
 - ・三番瀬の再生は、息の長い取組みとなることから、関係者の相互の理解と協働が非常に重要です。
- 4) 科学的な調査の継続・充実
 - ・科学的な調査を継続的、定期的に行い、それにもとづいた検討を行うことが不可欠です。

第四章 提言

かつての三番瀬を支えていたものは、活発で持続性のある水循環や土砂収支、物質収支でした。今後柱となるのは、健全な水循環や土砂収支を実現する中で、生物の生息環境を確保し、それを前提とする人の関わりを保っていくことです。特に失われている海と陸との連続性を回復するための努力が何よりも重要です。

私たちは、2年間にわたる公開の場での議論を経て、三番瀬の自然再生のために、実施に向けて検討すべき具体的な課題として以下の項目を提言します。

< 具体的施策 >

1 三番瀬の自然再生のための具体的施策

三番瀬の干潟地形を維持・拡大し海と陸との連続性を取り戻すことによって、豊かな三番瀬の再生を実現するための第一歩として以下の具体的施策を提案します。

これらは、三番瀬の環境再生に向かって舵が切られる最初の一步です。ただし、これらを実施する際には、再生の概念に照らしながら、柔軟な姿勢で臨むことが必要であり、小規模に試しながら結果を定期的にモニタリングし軌道修正を施す順応的管理を取り入れる必要があります。

- 1) 行徳湿地の大水深部の浅水化、湿地への淡水導入、三番瀬との連絡水路の開渠化
- 2) 猫実川の後背湿地・干潟化
- 3) 市川市塩浜2丁目の現護岸の一部撤去とその陸側区域の湿地化
- 4) 市川市塩浜2丁目の改修護岸前面における干出域の形成
- 5) 浦安市日の出地区の現護岸陸域側区域の後背湿地・干潟化
- 6) ふなばし三番瀬海浜公園周辺の海と陸との自然的連続性の確保
- 7) 江戸川から小河川や水路を通じた三番瀬への淡水導入

2 人と自然の共生を実現するための具体的施策

三番瀬の再生には、自然の再生と同様に、人と自然の共生の実現が欠かせません。人と三番瀬のつながりのよりよい方向をめざして、三番瀬の自然環境との調和に配慮しながら、実施に向けて検討すべき具体的な課題として以下の具体的施策を提案します。

- 1) 漁場や漁港の整備を含む持続可能な漁業に向けた検討の推進
- 2) 海岸の眺望スポットや水に触れる親水スポットの設置
- 3) 海岸線に沿って移動するための遊歩道やサイクリングロード、海岸に出るための緑道の設置
- 4) 海から三番瀬へのアクセスを可能にする船着場の整備
- 5) 過度の利用を避けるための保全ゾーンの設定や利用ルールの確立
- 6) 高潮・高波に対する必要な安全性を確保しつつ、かつ自然環境に配慮して海域を狭めることのない護岸の設置
- 7) 三番瀬における環境学習・教育施設とその運営を検討するための設立準備委員会(三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会：仮称)の設置
- 8) 三番瀬を長期的に維持・管理するための調査・運営体制の確立
- 9) 漂着ゴミの清掃活動の継続的实施
- 10) さまざまなメディアや行事を通じた三番瀬での活動の広報

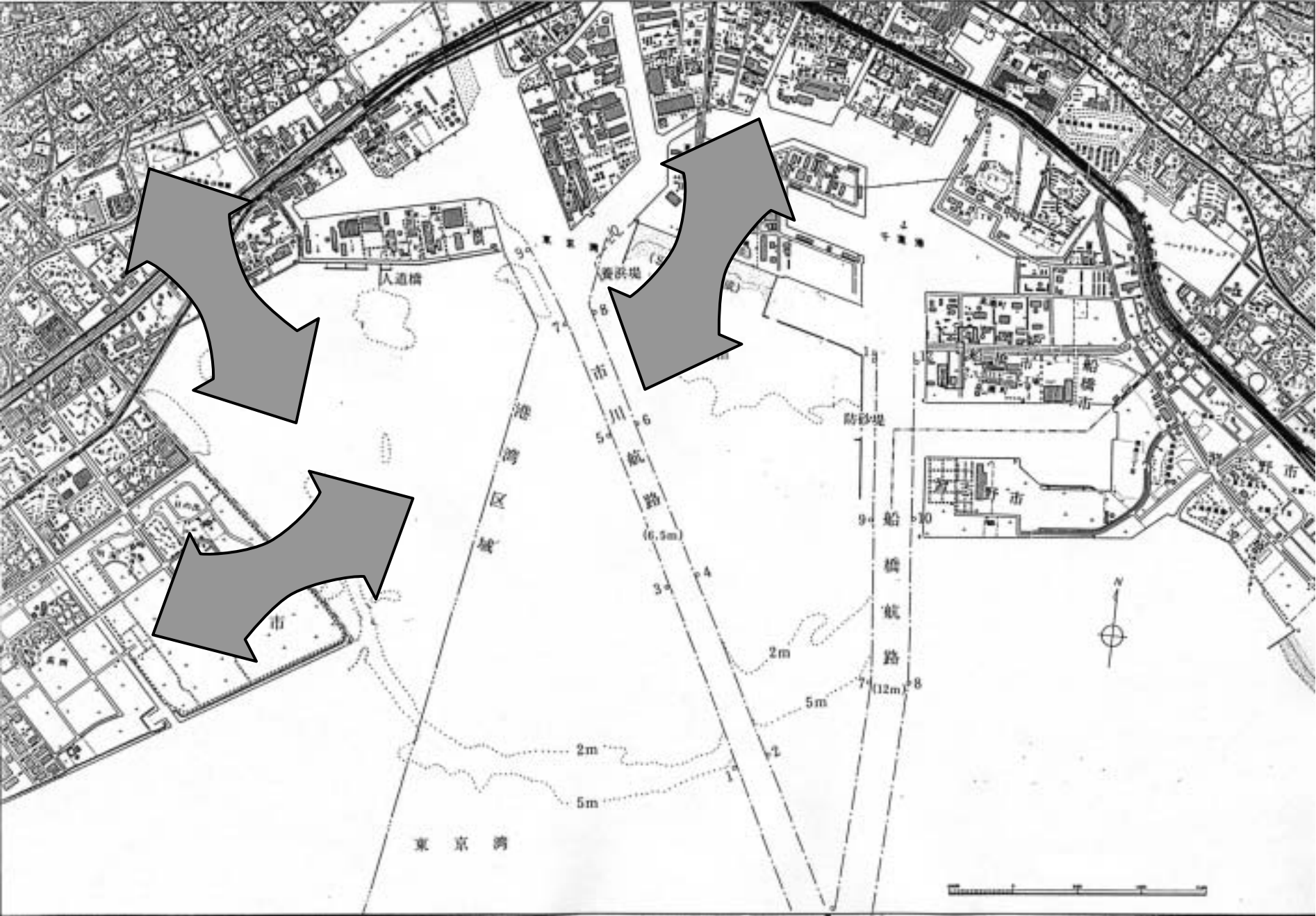
<再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進>

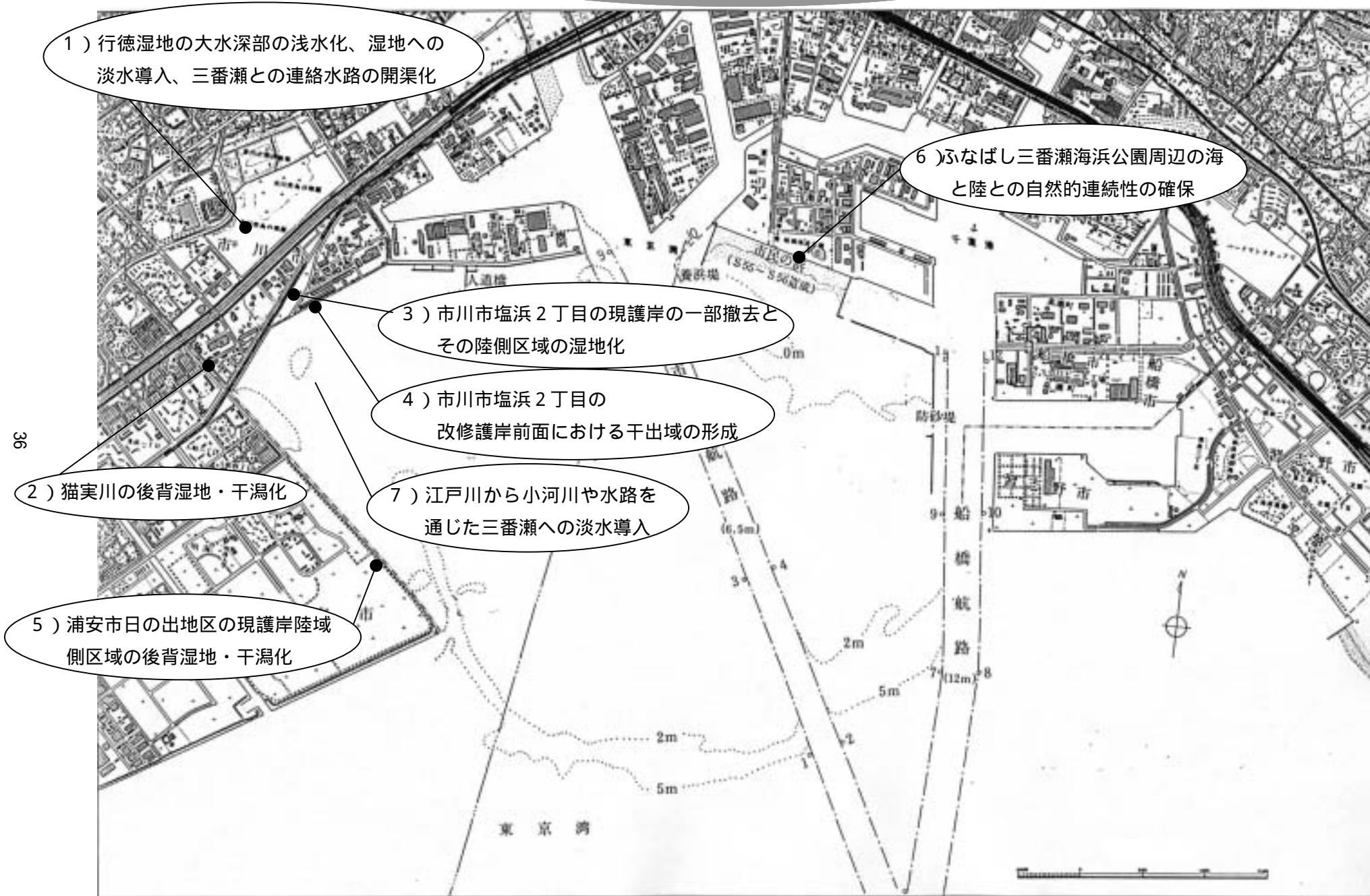
三番瀬再生保全利用条例を制定して三番瀬の再生・保全・利用のあり方を示し、市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、三番瀬を保全していくこととし、ラムサール条約への登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。

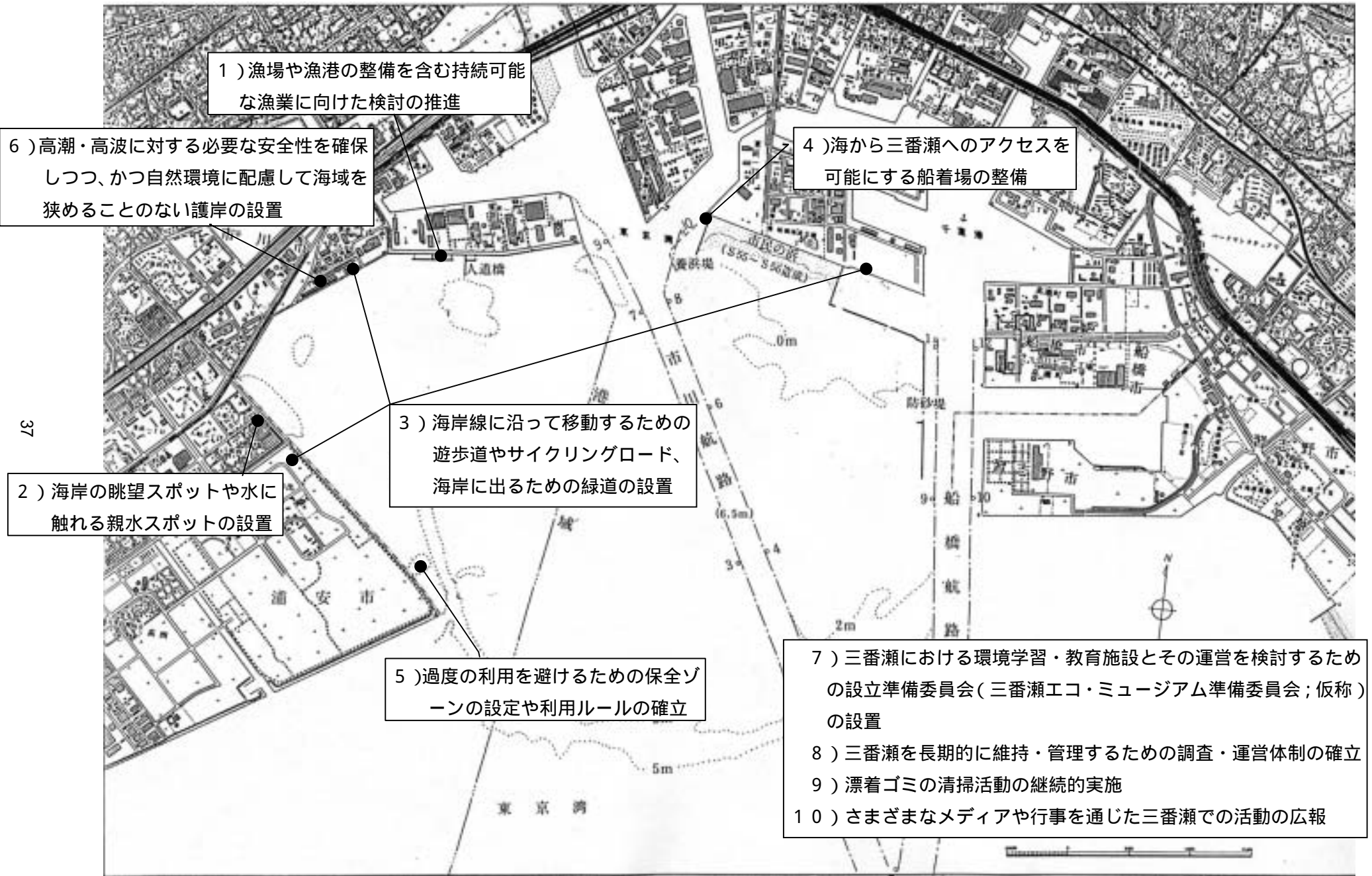
<おわりに>

以上、三番瀬の再生に向けて具体的な提言をとりまとめました。関係者・関係機関がこれらの提言を最大限尊重し、実現に向かって行動することを強く訴えたいと思います。

海と陸とのつながりを取り戻すために







三番瀬再生計画案

2004年（平成16年）1月

三番瀬再生計画検討会議事務局

（千葉県総合企画部政策調整室内）

〒260-8667

千葉市中央区市場町1 - 1

電話 043(223)2439

FAX 043(224)9026

Eメール sanbanze@mz.pref.chiba.jp

（政策調整室 三番瀬プロジェクトチーム）